

四日市市選管告示第31号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を次のとおり設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項で読み替えて準用される同法第41条第1項の規定により告示する。

令和3年10月19日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

期日前投票所	場 所	期 間
四日市市総合 会館 期日前投票所	四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館 1階 ロビー	令和3年10月20日から 令和3年10月30日まで
四日市市防災 教育センター 期日前投票所	四日市市富田二丁目4番15号 四日市市防災教育センター 2階 防災センター	
四日市市南消 防署南部分署 期日前投票所	四日市市大字泊村4184番地3 四日市市南消防署南部分署 1階 第1会議室	
四日市市北消 防署北部分署 期日前投票所	四日市市中村町2281番地2 四日市市北消防署北部分署 1階 会議室	

(選挙管理委員会事務局)